

入札公告

建設工事の請負について、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

第1. 競争入札に付する事項等

工事番号 及び 工事名	令和7年度 下市(工)第25号 下阪地区配水管更新工事
工事場所	下市町大字下市下阪地内
路線名	町道 下阪～峯山 線 他
工事概要	(配水管更新工事) 工事延長L=334.3m 本設配水管HPPEφ75mm L=164.5m HPPEφ50mm L=168.8m HIVPφ50mm L=1.0m 本設給水管 1式 仮設配水管設置撤去工 1式 仮設給水管設置撤去工 1式 既設管撤去工 1式
工事期間	契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで
予定価格	26,400,000円(税込み)
最低制限価格	23,778,700円(税込み)
入札方法	郵便による入札(事後審査型条件付一般競争入札方式を使用します。)
入札回数	1回

第2. 競争入札に参加する者に必要な資格

令和8・9年度の下市町入札参加資格者名簿に登録されている者であって、次に掲げる条件をすべて満たす建設業者のみが、この入札に参加することができます。

入札参加形態	単体
登録業種	土木一式工事又は水道施設工事
地域要件	下市町内に本社(本店)を有すること。
建設業許可	特定建設業又は一般建設業
格付(等級)	奈良県資格審査基準(令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間)の格付でA級・B級の者
施工実績等	過去15年以内に竣工した国又は地方公共団体発注で請負金額500万円以上の【土木一式工事】又は【水道施設工事】を元請けとして施工し、完了した実績があること。
配置技術者に関する条件	<p>次の条件を満たす技術者をこの工事期間中、1名配置できること。ただし契約金額が4,500万円以上となる場合は専任で配置できること。</p> <p>①入札説明書1-1の(2)の配置予定技術者の資格要件を満たす者。</p> <p>②過去15年以内に竣工した国又は地方公共団体発注で請負金額500万円以上の【土木一式工事】又は【水道施設工事】に係る主任技術者又は監理技術者の従事経験を有する者。</p> <p>③事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。</p> <p>④監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。</p>
石綿作業主任者に関する条件	<p>次の条件を満たす作業主任者を石綿管撤去作業・運搬・処分時に配置できること。</p> <p>①石綿作業主任者技能講習を修了した者又は平成18年3月31日までに特定科学物質等作業主任者技能講習を修了した者で修了証の交付を受けている者。</p> <p>②主任者は事前準備、撤去作業、運搬・処分時において必ず指揮し、適切に施工すること。</p> <p>③下請業者から作業主任者として配置することを可とし、競争入札参加資格確認申請日以前に元請業者従業員若しくは下請業者従業員として3ヶ月以上の雇用関係がある者。</p>
配管技能者に関する条件	<p>次の条件を満たす配管技能者を配管作業時に配置できること。</p> <p>①配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)の配管施工講習会受講証若しくは配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会修了証を所有する者を配置すること。</p> <p>②下請業者から配管技能者として配置することを可とし、競争入札参加資格確認申請日以前に元請業者従業員若しくは下請業者従業員として3ヶ月以上の雇用関係がある者。</p>

現場代理人に関する条件	競争入札参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
設計業務の受託者との関連に関する条件	次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。 名称 (株)潮技術コンサルタント 所在地 奈良県香芝市瓦口2115番地
その他	入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3. 入札日程等

設計図書の閲覧	期間	令和8年4月7日(火)から令和8年4月21日(火)
	場所	奈良県広域水道企業団ホームページよりダウンロードしてください。(パスワード照会申請書を提出) ※ 設計図書の閲覧を受けていない者は、入札に参加することはできません。
設計図書に関する質疑の提出	受付期間	令和8年4月15日(水)午前9時から午後4時まで
	提出方法	書面(質疑応答書)により、FAXで送信してください。 なお、FAXを送信した場合は、下市町税務財政課まで必ず電話連絡してください。※(持参・郵送等は不可) FAX番号:0747-52-7155 TEL番号:0747-52-0001(内線123)
設計図書に関する質疑の回答	回答期限	令和8年4月17日(金)午後5時までに
	回答方法	奈良県広域水道企業団ホームページに掲載し、閲覧に供します。
競争入札参加表明書の提出	提出期限	令和8年4月21日(火)必着
	提出方法	持参または郵送(※郵送の場合は書留郵便に限る)
	提出先	638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地 下市町役場 税務財政課
	※持参の場合は、午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。) ※提出期限までに競争入札参加表明書を提出しない場合は、入札に参加できません。	
現場説明会	実施しません。	

入札書の提出	到達期限	令和8年4月22日(水)必着
	提出方法	書留郵便に限る
	提出書類	①入札書 ②工事費内訳書
	送付先	638-8799 下市郵便局留「下市町税務財政課 宛」
※直接下市町役場へ届いたものは無効とします。		
入札執行の日時 及び場所	開札日時	令和8年4月23日(木)午後1時30分
	開札場所	下市町役場2階 庁議室
開札立会人	<p>入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、入札立会希望申請書を開札日前日(開札日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とします。)の午後3時まで以下市町税務財政課にFAXで提出してください。開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は申請書の先着順とし、立会人に選任された希望者には立会人選任通知書をFAXで送付します。</p> <p>立会いを希望する者が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会いをを行います。</p>	

第4. 確認申請及び事後審査等に関する事項

実施要領に基づき、落札候補者について、以下により事後審査を行うものとします。

落札候補者の 決定方法	<p>予定価格と最低制限価格の制限の範囲で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。但し落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、その場で「くじ」により落札候補者の優先順位を決定します。</p>
事後審査	<p>落札候補者決定後、落札候補者からの確認申請に基づき、落札者決定のための資格確認及び審査を行います。</p>
提出書類 (様式)	<p>①事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第4号)</p> <p>②設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果を示す書面(様式第4-1号)</p> <p>③施工実績調書(様式第4-2号)</p> <p>④配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(様式第4-3号)</p> <p>⑤現場代理人報告書(様式第4-4号)</p> <p>⑥労働安全衛生法に基づく作業主任者報告書(様式第4-6号)</p> <p>⑦配管技能者報告書(様式第4-8号)</p>

提出書類 (添付書類)	<p>【様式4号の添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定建設業又は一般建設業許可書の写し <p>【様式4-1号の添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合評価値通知書の写し <p>【様式4-2号の添付書類】次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コリンズの竣工登録工事カルテ受領書の写し ●請負契約書の写し <p>【様式4-3号の添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類 ●コリンズの竣工登録工事カルテ受領書の写し ※(技術者の工事経歴等が確認できる書類) <p>【様式4-4号の添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類 <p>【様式4-6号の添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類及び作業主任者修了証の写し <p>【様式4-8号の添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類及び配管技能者証の写し
申請書様式	奈良県広域水道企業団ホームページからダウンロードして下さい。
提出期限	開札日から起算して3日後の16時00分まで(閉庁日は除く)とします。 ※期限までに提出されないときは、当該落札候補者のした入札は無効とし、次順位の者を落札候補者とします。
提出場所	下市町役場1階 税務財政課
提出方法	持参のみとします。
落札者決定	審査の結果、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしている場合には、落札者決定とします。

第5. 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	免除 ※前払金を請求する場合は、公共工事前払金保証事業会社と保証契約が必要

第6. 支払条件

支払条件	前払金:可(請負契約金額の40%以内) 部分払・中間払:無
------	----------------------------------

第7. その他

--